

中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中富良野町において新築又は既存住宅に太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、二酸化炭素の削減を図ることで地球温暖化対策を推進することを目的とし。この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における、個人住宅用太陽光発電システムとは、住宅の屋根等への設置に適した、太陽光により発電した余剰電気を電力会社に販売することができる機能を備えた、太陽電池モジュールを有する設備一式をいう。

(補助金の交付対象住宅、対象者、対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付対象住宅、対象者、対象経費、対象システムの要件及び補助額は、別表1のとおりとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、太陽光発電システム設置工事前に中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し交付決定通知書を受けなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図、立面図等寸法・高さの分かるもの）
- (2) 対象システム設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (3) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第2号）
（町外に居住している場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去3年分の住民税の納税証明書）
- (5) 承諾書（自己の所有しない住宅等に設置する場合のみ、任意書式）
- (6) その他、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、一世帯につき太陽光発電システム一基とする。

(申請手続代行者)

第5条 申請者は、前条の補助金の交付申請に係る手続の代行を、太陽光発電システムを販売する者に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、申請者から依頼された太陽光発電システムの引き渡しまでの手続等に対して誠意をもって実施するものとする。

(審査会の設置)

第6条 申請書の内容を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 企画課 1名
- (3) 税務住民課 1名

(4) 建設水道課 1名

(5) 福祉課 1名

3 審査会の委員長は、副町長をもって充てる。

4 審査会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、審査会において補助金交付の可否を決定したときは、個人住宅用太陽光発電システム設置補助金交付・却下決定通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の届出)

第8条 前条の補助金交付の決定を受けた者(以下「設置者」という。)が交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ「中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置計画変更承認申請書(様式第4号)」に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 機種、仕様の変更

(2) 設置予定額の変更

2 町長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置計画変更承認通知書(様式第5号)により設置者に通知するものとする。

3 計画変更に伴う補助金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行う。

(中止の届出)

第9条 設置者は、太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに「中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置計画中止承認申請書(様式第6号)」を町長に提出しなければならない。

(設置完了報告等)

第10条 設置者は、個人住宅用太陽光発電システム設置後速やかに、中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置完了報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 設置完了後の状態を示すカラー写真(太陽光パネル、パワーコンディショナの設置状態の分かるもの)

(2) 補助金交付対象経費の内訳が明記された領収書の写し

(3) 電力会社との電力受給契約書の写し

(4) 設置者の住民票原本(申請時に町外に居住又は住所に変更がある場合、発行日以後3箇月以内のもの)

(5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金額の決定及び通知)

第11条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び太陽光発電システム稼働の審査を行い、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置補助額決定通知書(様式第8号)により、設置者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査にて補助金の交付決定内容及び必要な条件に適合しないと認めたときは、設置者に対して是正措置を命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条に規定する通知を受けた設置者は、中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置補助金請求書（様式第9号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（処分の制限）

第14条 設置者は、補助金交付後、自らの責任のもとに、太陽光発電システムを適正に維持管理し、継続稼働させるものとし、交付決定日から5年間は、町長の承認を受けずに取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は補助金交付の目的に反して使用してはならない。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を設置者に命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 対象事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 第11条第2号の規定による町長からの是正命令に、正当な理由なく従わなかったとき。
- (5) 第14条の規定による処分の制限を、正当な理由なく遵守しなかったとき。
- (6) その他、この要綱の規定に違反していると、町長が認めるとき。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第16条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	要件等
対象住宅	次のいずれにも該当するもの 1 自ら居住する住宅又は店舗を兼用する住宅（住宅が過半を超えるもの、事業所は除く） 2 町内にある住宅（新設又は既設）又は町内に建築予定の住宅
対象者	町内に居住し、又は町内に居住する予定のある者のうち、次のいずれにも該当するもの 1 対象住宅に、太陽光発電システムを設置し、生じた電力を対象住宅で利用する者 2 電力会社と電灯契約を締結する者 3 町税等を滞納していない者 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員でない者 5 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
対象経費	太陽光発電システムのうち未使用品で、次の項目に該当する費用 1 太陽電池モジュール ・太陽光を電気に変換し発電するもので、太陽電池の最大出力の合計値が 10 kW 未満のもの 2 架台 ・太陽光電池モジュールを屋根等に固定するもの 3 インバータ・保護装置（パワーコンディショナ） ・太陽電池で発生した直流電力を、電力会社の電力と同じ交流電力に変換するもの 4 接続箱 ・太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスで、電気の逆流防止およびサージを吸収するもの 5 直流側開閉器 ・通常、接続箱に内蔵されており、点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するもの 6 交流側開閉器（サービスペレーカー） ・パワーコンディショナから出力された交流電力と商用電力を遮断するもの 7 配線・配線器具の購入及び据付に要する費用 8 設置工事に係る費用 ・対象システムに係る機器の搬入、据付及び工事に要する費用 ・対象システムの据付に伴って必要となる改修又は補修工事に要する費用 ※運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等、工事を行う上で必要となる諸経費を含む 9 余剰電力販売用電力量計 ・太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力を計量するメーター 10 「太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できる」機能を有するもの。上記項目に掲げる機器にその機能がない場合は設置を求めるものとする。 11 特殊工事 (1) 安全対策費 ・急勾配な屋根への設置や、3 階建住宅のような高所作業が発生する場合に作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事 (2) 陸屋根防水基礎工事 ・陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施工防水工事 (3) 積雪対策工事 ・積雪地域の積雪過重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事 (4) 幹線増強工事 ・柱上トランス以降の内線（柱上トランス～電力量計～分電盤間）を強化し、分電盤を交換する工事
補助対象システムの要件	1 対象経費の 1 から 10 までの項目を全て満たすこと。 2 対象経費の 1 から 9 までの項目の費用の合計が、50 万円（税抜）/kW 以下であること。 3 メーカー等によるサービス、メンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。
補助額	20 万円を上限とし、太陽電池の最大出力の合計値（kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満切り捨て）に 5 万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てる。